

坂水給発第 900号  
平成30年10月9日

指定給水装置工事事業者各位

坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
企業長 齊藤 芳久  
(公 印 省 略)

### 道路占用工事における留意事項について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。標記の件につきまして、下記のとおり通知いたします。

#### 記

- 1 舗装本復旧工事の施行に伴う道路管理者及び警察署の許可取得について  
このことについては、再三に渡って注意喚起しているところではありますが、平成30年5月15日付け坂水給発第420号指導通知後においても、複数の事業者において違反行為が確認されています。各事業者におかれては、改めて当該指導通知を確認され、道路法、道路交通法、その他関係法令等を遵守し、適正に工事を施行してください。
- 2 複数棟現場における分岐位置の誤認等について  
先般、複数棟現場における分岐工事において、申請地の隣地前面道路を誤って掘削する事例が発生しました。宅地造成中の現場等においては、一見、区画の判別が困難な状況も想定されますが、工事着工前には十分現地確認を行い、同様の事例が生じることのないよう注意してください。また、分岐位置が申請と大幅に変更となった事例も確認されています。十分な現地調査を経て申請を行うことはいうまでもありませんが、やむを得ない事情等により分岐位置が変更となる場合は、必ず着工前に企業団へ報告し、指示を受けてください。

問合せ先  
坂戸、鶴ヶ島水道企業団  
給水課給水担当  
049-283-1954